

## 顕彰状

高銘暄氏は、1928年5月24日に中華人民共和国浙江省玉環県に生まれた。1951年北京大學法學部を卒業後、中國人民大學大學院法學研究科刑法研究修士課程に進学、1953年に同課程を修了した。その後同大學専任講師、准教授を経て1983年に同大學教授に就任、刑法學の教育に従事するとともに多数の優れた著書、論文を発表し、今や中國刑法學の第一人者として評価されている。

氏は大學運営の面でも手腕を発揮し、学内では1983年から1986年まで法學院長、1990年から2001年まで法學院院務委員會主任などを歴任、2005年には榮譽教授、2009年には榮譽一級教授の称号を授与され、定年の定めなく大學での教育研究活動が保証されている。学外では、1954年以来絶えず刑法典の制定、修正の事業に参画し、1984年から2003年まで中國法學會刑法研究會の會長、1986年から2003年まで中國法學會副會長を務めた。国外では早くから、刑法分野における世界最大の学会であり、フランスに拠点を置く國際刑法協會の理事に就任し、1999年から2009年まで同協會の副會長、中國支會會長を務め、2004年にはアジアで初めて同協會の大會を北京で開催することに成功した。これら国内外における氏の學術研究教育活動が世界的に高く評価された結果として、2015年には、イタリアに拠点を置く國際社會防衛學會から、刑事法分野のノーベル賞と言われ、法治精神の實現と人道的事業に多大な寄与をした者に授与される「チェーザレ・ベッカリア賞 (Cesare-Beccaria Medal)」(金賞)を受賞している。

他方、氏は早稲田大學を通じて日本と非常に親しい関係を構築してきた。氏が初めて日本を訪問したのは1993年に本學で開催された「ドイツ・東アジア刑法シンポジウム」に中國報告者の代表として参加した時である。初来日した氏は、會運営に尽力した本學に親近感を抱き、後年、中國側の先頭に立って日中刑事法學術交流を強化、發展させる契機となった。

日中刑事法學術交流は、學術討論會を隔年に、場所は日中交互で行うという申し合わせに基づき1988年に発足し、今日に至るまで30年近く続いているが、2001年の第7回大會において氏が中國側の代表者に就任して以来、開催場所も全國規模になり、中國主要大學の協力も格段に強化された。また、この討論會については本學關係者が終始裏方の役割を果たしているが、氏はこのことを熟知し、陰に陽に本學關係者に対する支援、協力を行ってきた。

このような永続的な外國との分野別學術交流は、中國でも他に例を見ない稀有のものであり、學術の發展、法治主義への歩みを促進した点で国内外から高い評価と厚い信頼を得ている。このことは、この間日中關係が不穩になり、多くの交流行事が中止ないし延期に追い込まれた時期にも、予定通り2年ごとに正確に開催され、いささかの支障も生じなかったところに表れている。それは、中國刑法學の第一人者である氏が、本學と長年にわたり深い親交を結び、日中刑事法學術交流に熱い情熱を持って積極的に関わっていることを日中の關係者が熟知しており、それが中國の學界や政府に厚い信頼感を抱かせているからに他ならない。分野別日中民間交流のモデルともいべき日中刑事法學術交流の存続に不可欠な存在であった高銘暄氏に榮譽博士の称号を贈呈することは、誠に時宜にかなっているといべきである。

ここに早稲田大學は、高銘暄氏に榮譽博士 (Honorary Doctor of Laws) の學位を贈ることとした。

學問の府に榮えあれ！

大學が榮譽を与えんとする者を讃えよ！

*(Vivat universitas scientiarum! Laudate quem universitas honorabit!)*

2016年11月22日

早稲田大學